

資格取得のための訓練資金や住宅支援資金を貸付します！

…宮城県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び
住宅支援資金貸付事業募集要項…

1. 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親である方に対し職業訓練のための資金を貸付し、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、自立の促進を図ることを目的とする。

2. 貸付の対象者

(1) 訓練促進資金

- ・入学準備金は、高等職業訓練促進給付金※の支給を受け養成機関に入学した県内（仙台市を除く。）に住民登録をしている方を対象とします。
 - ・就職準備金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し資格を取得した県内（仙台市を除く）に住民登録をしている方を対象とします。
- ※ただし、専門実践教育訓練給付金受給者、保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士等）を受ける者は対象外となります。

※「高等職業訓練促進給付金」についてのご相談は、県・市の福祉事務所まで・・・

(2) 住宅支援資金

住宅支援資金は、児童扶養手当の支給を受けている者で、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている者で県内（仙台市を除く）に住民登録している方を対象とします。

- ※「母子・父子自立支援プログラムの策定」については、管轄の県福祉事務所又は市社会福祉事務所へ。
- ※貸付決定時に就業していない場合は、貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業する意思のある方。貸付決定時に就業している場合は、1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業する意思のある方。

3. 貸付額と利子

(1) 訓練促進資金

貸付額は、入学準備金 50万円以内、就職準備金 20万円以内です。

利子は連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は、年3%の延滞利子を徴収します。

(2) 住宅支援資金

貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）です。

住宅費支援として12か月の範囲内です。

利子は、無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は、年3%の延滞利子を徴収します。

4. 返還の免除

(1) 訓練促進資金

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、宮城県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事（1週間の所定労働時間が20時間以上とする。）したとき。

(2) 住宅支援資金

現に就業していない者が貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業したとき。

一定の条件を満たす場合には、貸付金の返還が免除されます。ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくことになります。

5. 申請の手続き方法

(1) 訓練促進資金の貸付希望者は、申請書類を入学後又は就職後、概ね3か月以内に

(2) 住宅支援資金の貸付希望者は、申請書類を母子・父子自立支援プログラム策定後に

宮城県社会福祉協議会に提出してください。



〈申請先・問い合わせ先〉

貸付事業についての問い合わせ・申請書の提出先は、下記のとおりです。

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉3-3-1 みやぎハートフルセンター3階

宮城県社会福祉協議会 みやぎハートフルセンター

福祉人材センター 人材確保・支援係 貸付事業担当

TEL：022-399-8844 E-mail：m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net